

第1回豊島廃棄物等技術委員会暫定措置分科会
議事録速報版

日時 平成12年7月26日(水)

13:06~15:11

場所 高松ホワイトホテル

出席委員

分科会長 武田 信生

委員 岡市 友利

委員 門谷 茂

委員 横瀬 廣司

1 開会

- 県から、次のような挨拶があった。

6月29日に開催された第1回豊島廃棄物等技術委員会において、暫定措置分科会と中間処理分科会が設置された。

暫定措置分科会においては、豊島における遮水壁の設置等の工事関係及び高度排水処理施設整備についての技術要件等について詳細に審議していただくことになってい

る。

今後、事業の実施に当たっては、各委員の御検討、御指導を賜り、豊島住民や直島町の方々等の御理解と御協力を得ながら、環境保全に万全を期する。

県としては、中間処理施設の整備を契機として、直島町において、新しく総合的な資源化・リサイクルについての環境産業の展開が図られ、町の活性化につながるようエコタウン構想の策定、実現等に向けて取り組み、21世紀における循環型社会の形成につなげたい。

- 分科会長は、議事録署名人として、門谷委員及び横瀬委員を指名した。

- 分科会長が、傍聴人に対し意見を求めたところ、次のような発言があった。

(豊島住民代表者)

a 調停が成立し、暫定的な環境保全措置等が実施されることになり、見学者の増加が見込まれる。設計に当たって、見学者に対応できるような計画にしていただきたい。

b 7月27日に環境調査が実施されるようであるが、日程が想定された段階で、早めに連絡するように、事務局にお願いする。

- c 会議の議事録を、次の会議までに、できるだけ早くいただけるように、事務局にお願いする。

(直島町代表者)

暫定的な環境保全措置が一日も早く実施できるように、各委員の御指導、御助言をお願いする。

- 分科会長が、三菱マテリアル(株)、応用地質(株)、(株)日本総合研究所の会議への出席について諮ったところ、了解された。
- 次第では、報告の後に審議することとしているが、門谷委員が 15 時に所要で退席する予定であるので、審議の①～⑤を報告より先に行うこととされた。

2 審議

- ① 暫定的な環境保全措置に係る技術要件について

事務局から、資料(暫定) 1・3 / 1 について説明があり、了承された。

また、豊島住民代表者から発言のあった見学者への対応について、分科会長から、次のような意見があった。

- ・ 見学者への対応は、遮水壁横の管理用道路の設計の中に盛り込む可能性もあるので、技術要件として検討する必要があるのではないか。

これに対し、事務局から、次のような意見があった。

- ・ 豊島廃棄物処理協議会で豊島住民の意見を聞くなどして、技術的な対応を考えはどうか。見学者への対応については、工事区域と併せて、実施設計の中で検討したい。

分科会長が、見学者への対応について委員に諮ったところ、豊島住民の意見を聞いて、実施設計に反映させることができた。その後、次のような意見があった。

- a 見学者数がどの程度見込まれるのか想定しておく必要がある。
- b 施設面だけではなく、誰が、どのように受け入れるのかという受入側のソフト面を検討しておく必要がある。

- 事務局から事業用地の境界の協議が整ってない箇所の対応について説明したいとの発言があり、了承されたので、次のような説明があった。

- ・ 北海岸東側の土地の境界について、所有者である豊島三自治会と隣接地の所有者の主張が異なっており、隣接地所有者は、豊島三自治会が主張する境界より 50 メー

トル程度自治会側に入ったところが境界であると主張している。県は、自治会の主張が不自然ではないと考える。ただ、豊島自治会の主張する境界のうち官地（海）との境界が未定のところがあるので、工事範囲については、安全を考え、官地（海）との境界から自治会側に入ったところとしたい。この場合にも、隣接地所有者から工事施工の妨害が行われる可能性があるが、それは、自治会であれ、県であれ、法的手段により排除する。こうしたことを前提に、技術的な検討をお願いしたい。

事務局の説明に対し、分科会長及び委員から次のような質問があつたが、提示された工事範囲内で、細部を実施設計の中で調整しながら、従来の計画に従って遮水壁等の工事を実施することが了解された。

- a　掘削区域は、境界より自治会所有地側にあるのか。
- b　遮水壁は、境界より自治会所有地側に打つのか。
- c　従来の計画に従って工事をすることで、支障はないのか。

これらに対し、事務局から次のような回答があつた。

- ・　掘削区域、遮水壁打設場所とともに、自治会所有地側にある。土堰堤が境界の内側にあり、遮水壁はその内側の水溜まりの辺りに打つので、工事区域として問題はない。根固め工の部分は海に出るが、民有地との争いとは無関係である。

② 掘削の完了判定について

事務局から、資料(暫定)1・3／2について説明があり、委員から次のような意見があつたが、事務局案が了承された。

- ・　将来、新しいダイオキシン類の判定方法が出されたときは、そのとき検討することにし、現在は公定法でよい。

③ 汚染地下水への対応について

事務局から、資料(暫定)1・3／3について説明があり、委員から次のような質問があつたが、事務局案が了承された。

- ・　3つの浸透トレーンチのうち1つを先に、計画より西に設置するのか。

これに対し、事務局から、次のような回答があつた。

- ・　具体的にどこに設置するかは、実施設計の中で検討したい。

④ 高度排水処理施設の整備計画（案）について

事務局から、資料(暫定)1・3／4について説明があり、分科会長及び委員から次のような質問、意見があつたが、事務局案が了承された。

- a 一般に、高度排水処理施設の稼動年数はどれぐらいか。
- b 今回の施設は、処理量が少なく、日によって変動が大きい。このことについての対応は、どのように評価するのか。多量低濃度、少量高濃度でも処理できるような設計にするということか。
- c 浸透トレーニング、遮水壁の工程について、資料(暫定)1・3／5のP2と整合性をとっていただきたい。
- d 処理水の質を平均化して処理するシステムについて検討する必要がある。メーカーからのヒアリング項目に、このシステムを入れていただきたい。

このうちa、bについて、分科会長から、次のような回答があった。

- a 稼動年数は10年より長いのが一般的であるが、今回の場合には、耐用年数に合わせた設計がなされるのではないか。
- b 多量低濃度、少量高濃度でも処理できるような設計にするということである。

⑤ 今後の活動計画について

事務局から、今後の工程、委員会の活動計画について説明があり、これに対し一部修正（一部の資料について、平成15年3月と4月の間に点線が引かれているが、それを平成15年4月に移動させ、中間処理の運転開始時期であるという注釈を加えること。）のうえ、了承された。

3 報告

① 豊島事業場における定期環境調査等について

事務局から、資料(暫定)1・2／1について説明があり、委員から次のような質問、意見があったが、事務局案が了承された。また、分科会長から事務局に対し、定期環境調査の日程を早めに豊島住民に通知するように指示があった。

- a 調査の検体を保存していただきたい。
- b 凍結保存するのか、乾燥保存するのか。

これらについて、事務局から次のような回答があった。

- ・ 県環境センターで保存する。保存方法については、県環境センターと相談して、後日、結果を報告する。

② 直島町における事前環境モニタリング地点について

事務局から、資料(暫定)1・2／2について説明があり、事務局案が了承された。

4 審議

⑥ 配布資料の取扱について

事務局から、「今後の活動計画についての資料は、技術委員会全体に係る記述があるので、中間処理分科会で了承されたうえで公開する。」「事業用地の境界の図面は、境界が未確定の部分があるので取扱注意とする。」「その他の資料は公開する。」ことが提案され、了承された。

○ 分科会長が、傍聴人に対し、意見を求めたところ、直島町代表者から意見はなかつたが、豊島住民代表者から次のような質問があった。

a 高度排水処理施設について、メーカーからのヒアリングはどのような方法で実施するのか。

b 高度排水処理施設の運転開始時期は平成14年12月からとなっているが、中間処理施設の試運転時期との関係から、高度排水処理施設をもっと早期に整備する必要があるのではないか。

このうち、aについては、分科会長から次のとおり回答があった。

・ まず、事務局がヒアリングし、委員会に報告する。必要に応じ、委員会でヒアリングを実施したい。

また、bについては、事務局からアのとおり、分科会長からイのとおり回答があつた。

ア 中間処理施設の試料は、ベンチカットで採取する。浸出水が出るような状況にはならないので、高度排水処理施設の整備時期は計画どおりで対応できる。

イ 中間処理分科会との関連があるので、中間処理分科会とよく相談していただきたい。